

## 告 示

### 埼玉県選管告示第三十四号

平成二十八年七月十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第六区 富士見市）において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日、登録日及び縦覧期間は、次のとおりである。

平成二十八年六月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 登録基準日 平成二十八年六月三十日

（ただし、年齢については平成二十八年七月十日）

二 登録日 平成二十八年六月三十日

三 縦覧期間 平成二十八年七月一日